

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石破 二朗

一 實施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

告示

鳥取県告示第四十三号

- ◆ 告示 牛の結核病及びブルセラ病の検査
- ふ卵業者の登録
- 買取令書の交付に代える公示
- 土地区画整理組合の組合長及び副組合長の認可
- 土地区画整理組合規約の変更認可
- ◆ 人委規則 職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部改正
- ◆ 公告 橋名の変更
- 建設省産業開発青年隊中央隊員募集要項
- ◆ 正誤 昭和三十五年一月十九日付け鳥取県告示第十
八号中訂正

昭和35年1月29日 金曜日 鳥取県公報 第3092号

別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一回	第一回	第一回
第二回	第二回	第二回

二月三日	二月六日	八頭郡郡家町国中	万代寺家畜検診所
"五日	"八日	船岡町船岡	船岡
"八日	"十一日	郡家町大御門	郡家町大御門
"九日	"十二日	河原町河原	河原町河原
"十日	"十三日	郡家町下私都	郡家町下私都
"十二日	"十五日	若桜町若桜	若桜町若桜
"十五日	"十八日	佐治村用瀬町用瀬	佐治村用瀬町用瀬
"十六日	"十九日	八東町丹比	八東町丹比
"十七日	"二十日	大	大
"十九日	"二十二日	河原	河原
"二十日	"二十三日	郡家農協前	郡家農協前
"二十一日	"二十四日	若桜家畜検診所	若桜家畜検診所
"二十二日	"二十五日	大坪	大坪
"二十三日	"二十六日	古市家畜検診所	古市家畜検診所
"二十四日	"二十七日	用瀬家畜市場	用瀬家畜市場
"二十五日	"二十八日	北山家畜検診所	北山家畜検診所
"二十六日	"二十九日	新興寺	新興寺
"二十七日	"三十日	芦津	芦津

3 昭和35年1月29日 金曜日 鳥取県公報 第3092号

鳥取県告示第四十四号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十五年一月二十六日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

〃二十二日

〃二十五日

〃

智頭町土師

智頭町山形

智頭家畜市場

住 所

氏

名

東伯郡東伯町大字徳万

近藤電熱ふ化株式会社

六四一一番地 取締役社長

近藤謹治

鳥取県告示第四十六号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十五年二月十五日次のとおりふ卵業者を登録する。

昭和三十五年一月二十九日 次の土地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条の規定により買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため買収令書を交付することができ出来ないため、同法同条第四項において準用する第五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事

石破

二朗

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事

石破

二朗

01004

01003

一 土地の所在及び対価等

土地の所在	在台帳	現況	地目	面積	対価	所有者
西伯郡名和町大字加茂字ヨゴロ一八〇五ノ二〇五	原野	三、四〇七	反	八、〇五〇、〇〇泉	如	
" " "	原野	九、〇四	九、〇四	六、五〇、四〇	"	
" " "	宅地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	壹、三〇	"	
" " "	原野	二、九〇九	二、九〇九	一、五〇、九〇	"	
" " "	原野	四、〇五	四、〇五	三、一〇、九〇	"	
" " "	原野	三、〇五	三、〇五	二、三〇、九〇	"	
計						

- 二 対価の支払方法 供託する。
 三 買収の時期 昭和三十五年二月十五日

鳥取県告示第四十七号

岩美町杏井土地区画整理組合における組合長及び組合副長の選任は、昭和三十五年一月二十三日次のとおり認可した。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡岩美町大字岩本一、一五一番地ノ一
組合長 大西七郎

岩美郡岩美町大字岩本一、一四〇番地ノ三
副組合長 松井壮市

鳥取県告示第四十八号

昭和三十五年一月十日付け岩杏第二号申請にかかる岩美町杏井土地区画整理組合の規約変更は、昭和三十五年一月二十三日認可した。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正する。

第二条中「委任をうけた者を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の但書及びただ一項を加える。

・但し、特別の事由により上級監督者が立会することができない場合は、その立会がなくとも書面を交付することができる。

2 前項の規定により書面を交付することができない場合に、任命権者は配達証明郵便等確実な方法により送付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県人事委員会規則第二号

人事委員会規則

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県人事委員長 中本覚藏

公

告

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改めた。

県道多里神郷線日野郡日南町多里地内の学習橋は、昭和三十五年一月二十一日橋名を「若松橋」に変更し

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年度建設省産業開発青年隊中央隊員を次の要項により募集する。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年度建設省産業開発青年隊中央

隊員募集要項

この募集は建設省の産業開発青年隊の中央隊に入隊させるためのものです。

一 募集人員 十人以内（鳥取県募集人員）

二 募集期間 昭和三十五年二月二十五日

三 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

四 十八才から二十五才までの独身青年男子

五 義務教育終了者又はこれ以上の学歴を有する者で普通高等学校程度の学力考査に合格しうる学力を

- (三) 身心強健にして建設土木作業の肉体労働に耐えうる者
 特に伝染病疾患、トラホーモ、ライ病、胸部疾患、まん性胃腸病、腺病体質、遺伝性疾患、精神障害、盲聾啞義眼、不具廕疾（小児マヒによるもの、手足及び指の切断並びに先天性又は後天性畸形）に該当しない者で視力は矯正視力〇・五以上である者
 四) 犯罪歴がなく、反社会的行動をとらない者

有する者

六) 第一次選考 鳥取県が次のとおり行なう。
 (一) 方 法 面接及び簡単な学力考査
 (二) 日時及び場所 昭和三十五年三月一日鳥取市で行なう。時刻及び試験場は本人に通知する。

七) 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

八) 第一次選考合格者の発表 昭和三十五年三月三日本人に通知する。

知する。

(三) 第一次選考合格者の発表

五 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

六 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

七 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

八 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

九 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十一 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十二 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十三 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十四 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十五 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十六 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十七 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十八 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

十九 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十一 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十二 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十三 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十四 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十五 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十六 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十七 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十八 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

二十九 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

三十 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

三十一 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

三十二 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

三十三 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

(三) 訓練期間終了後二年間は別表のような事業に集団を結成して就労し、労働契約に基づく有給実習とします。

(四) 訓練期間中は最低生活は保障され、稼働能力に応じた賃金が支給されます。

(五) 契約期間終了後は、

(イ) 青年隊関係協力者、日系二世技術者及びブラジル人の協力のもとに設立されたオリンテツコ(国際建設技術団有限会社)の社員として建設事業を行なうか

(ロ) 整備工場その他建設会社等における運転整備等の技能者として働くか

(ハ) 中央会の直轄する拓殖農業経営の事業に従事して農業を行なうか

(八) 中央会の直轄する拓殖農業経営の事業に従事して農業を行なうか
およそ、前記三方面への自立発展の方途が見出されます。

(別紙)

事業種類	一 河流域総合開発委員会の計画による事業(リオ・パナマ、ペネマ及びリオピリキの測量)	二 オボロ地域総合開発事業(湿地帯開発及び測量)	三 ブラジル国連邦政府、ブラジリヤ首都建設事業(測量、道路建設、建築)	四 エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	五 リオ・デ・ジャネイロ石川島造船所工事(整地、機械据付、基礎工事)	六 グアタパラ及びマツトグロッソ等移住振興会社の計画による新規植民地建設事業(道路建設、測量、住宅建設)	七 マリアンサ旧植民地厚生の新規産業に導入
七州(サンパウロ、ペラナ、マツトグロツ、サンタカタリーナ、リオグランデスール、ミナスジエラエス、ゴヤス)によるバラナ、ウルグアイ両面	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	オボロ地域総合開発事業(湿地帯開発及び測量)	ブラジル国連邦政府、ブラジリヤ首都建設事業(測量、道路建設、建築)	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	リオ・デ・ジャネイロ石川島造船所工事(整地、機械据付、基礎工事)	グアタパラ及びマツトグロッソ等移住振興会社の計画による新規植民地建設事業(道路建設、測量、住宅建設)	マリアンサ旧植民地厚生の新規産業に導入
エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	オボロ地域総合開発事業(湿地帯開発及び測量)	ブラジル国連邦政府、ブラジリヤ首都建設事業(測量、道路建設、建築)	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	リオ・デ・ジャネイロ石川島造船所工事(整地、機械据付、基礎工事)	グアタパラ及びマツトグロッソ等移住振興会社の計画による新規植民地建設事業(道路建設、測量、住宅建設)	マリアンサ旧植民地厚生の新規産業に導入	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)
エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	オボロ地域総合開発事業(湿地帯開発及び測量)	ブラジル国連邦政府、ブラジリヤ首都建設事業(測量、道路建設、建築)	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	リオ・デ・ジャネイロ石川島造船所工事(整地、機械据付、基礎工事)	グアタパラ及びマツトグロッソ等移住振興会社の計画による新規植民地建設事業(道路建設、測量、住宅建設)	マリアンサ旧植民地厚生の新規産業に導入	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)
エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	オボロ地域総合開発事業(湿地帯開発及び測量)	ブラジル国連邦政府、ブラジリヤ首都建設事業(測量、道路建設、建築)	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)	リオ・デ・ジャネイロ石川島造船所工事(整地、機械据付、基礎工事)	グアタパラ及びマツトグロッソ等移住振興会社の計画による新規植民地建設事業(道路建設、測量、住宅建設)	マリアンサ旧植民地厚生の新規産業に導入	エスピリット、サント州開発計画(測量、工場整地、道路建設)

正誤

昭和三十五年一月十九日付け鳥取県告示第十八号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

3 上行

誤

下浜一、一九四ノ一二三

正

下浜一、一九四ノ一二二

九 サンタカクリーナ州サンフランシスコ、ドスール地域開発計画(植民地建設)
十 サンパウロ州青年隊機械整備事務所

十一 セーラードス、ドーラードス青年隊訓練所直轄農場
